

遠隔操作によるインターネット接続事業者の変更勧誘に注意



【事例】

「今契約しているインターネット接続事業者（プロバイダ）より、必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従い、パソコンでプロバイダの

ウェブサイトの画面を開くと、遠隔操作でプロバイダの変更が行われた。変更後、これまで契約していたプロバイダの料金を確認すると、新しい契約先のほうが高額になることが分かった。解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には、違約金 1 万 5000 円が必要」と言われた。（出典：見守り新鮮情報第 201 号）

【アドバイス】

遠隔操作によるプロバイダ変更は、柳川・みやま消費生活センターでもよく相談を受けています。プロバイダ契約や通信契約には、クーリング・オフが適用されません。しかし、違約金不要で解決できる場合がありますので、あきらめずに同センターへ早めに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

柳川・みやま消費生活センターが大和庁舎 1 階にできて、4 月で 4 年目に入ります。年間相談件数は約 700 件。全国の窓口で特定の相談件数が多いと、国民生活センターの公式サイト「見守り新鮮情報」などで注意喚起しています。

契約書はトラブルを避けるためにもきちんと保管を

【事例】

A 新聞販売店から相談者宅への新聞配達が始まるという連絡があった。相談者は 2 年前に契約したことを忘れていた。実は、3 日前に B 新聞と契約したため、A 新聞の契約を断りたい。

【アドバイス】

A 新聞の契約は勝手に断ることができません。販売店が合意すれば解約できますが簡単ではありません。一方、B 新聞は契約して 8 日間以内なのでクーリング・オフ（無条件解除）が可能です。口約束でも契約は成立します。後日トラブルを避けるためにも、渡された契約書はきちんと保管する習慣を身に付けましょう。また、契約は内容をきちんと理解した上で、慎重に行うようにしましょう。

【契約チェックリスト】

- 本当に必要な商品ですか？
- 今すぐ必要ですか？
- 比較検討しましたか？
- 誰かに相談しましたか？
- 長期契約の場合、最後まで続けられますか？



長時間粘られて仕方なく契約したなどの勧誘方法や、商品に問題があった場合は解約できる可能性があります。あきらめずに柳川・みやま消費生活センターへ相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。